

「とうほう遺言作成サポートサービス」

《資産配分の事前検討》

※ お客さまの資産継承・遺言内容の検討をサポートします。

① 財産台帳の作成

財産の一覧を作成し、所有資産の現状を把握します。



② 資産承継の方針検討

ライフプランや資産承継に対する考え方を整理します。



③ 現状分析

資産承継の観点から現在の問題点を提起いたします。



④ 報告書の交付

検討結果、分析結果をまとめて、報告書にいたします。

遺言信託等の手数料

平成29年6月1日現在

全て消費税込

1 とうほう遺言作成サポートサービス

基本手数料 810,000円

※本手数料は、遺言信託の利用の有無に関わらず必要となります。

2 とうほう遺言信託

基本手数料 無料

※とうほう遺言作成サポートサービスの利用が無い場合は、216,000円となります。

遺言内容変更手数料 54,000円

遺言書保管手数料 月額432円

執行報酬

通常料金	割引額
「相続税評価額による執行対象財産額」(A)に、 「遺言執行対象財産の区分に応じた下記料率」(B) を乗じた額	1,080,000円

※通常料金が1,404,000円未満の場合は、執行報酬は324,000円となります。

※とうほう遺言作成サポートサービスの利用が無い場合は、割引の適用は無く、最低執行報酬は1,080,000円となります。

(A) 財産評価基本通達に基づく相続税評価額による執行対象財産額
(課税価格の特例等により減額される前の評価額)

遺言執行対象財産の区分	料率
「東邦銀行」および「とうほう証券」と契約している預金、 投資信託、国債、金融商品等・・・(C)	0.324%
(B) 上記(C)以外の資産	
1億円以下の部分	1.620%
1億円超3億円以下の部分	1.080%
3億円超の部分	0.540%

【ご留意事項】

- 手数料等は、今後の経済情勢の変動、銀行の取扱体制の変更等を理由として、当行により将来変更される可能性があります。
- 当行の手数料・報酬とは別に、戸籍謄本・不動産登記簿謄本等取寄費用、財産調査に係る各種証明書等取得費用(預貯金の残高証明書等)、不動産登記手続等名義変更に係る費用、相続税申告等に係る税理士報酬(当行業務の範囲外)等がお客さまのご負担となります。